

改正後	現行
前略	前略
(普通乗車券の発売) 第25条 普通乗車券は、次の各号によって発売する。 (1) 片道乗車券 旅客が普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、その経路が折返しとなる場合を除く。 (2) 往復乗車券 第26条または、身体障害者旅客割引基準、知的障害者旅客割引基準及び精神障害者旅客運賃割引基準の割引条件に該当する旅客が往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間を往復1回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。ただし、往路と復路の区間・経路又は旅客運賃が異なるものを除く。 中略 (回数乗車券の発売) 第31条 当社線内の同一区間を乗車する旅客に対して、11券片の回数乗車券を発売する。ただし、小児用または身体障害者旅客運賃割引基準、知的障害者旅客割引基準及び精神障害者旅客運賃割引基準の回数乗車券の割引条件に該当するものに限る。 2 前項の規定によって回数乗車券を発売する場合、1券片の区間は、片道乗車券を発売できるものに限るものとする。 中略 (持込禁制品) 第152条 旅客は、次の各号のいずれかに該当するものは、これを車内に持ち込むことができない。 (1) 別表第4号に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれのあるもの。 (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱	(普通乗車券の発売) 第25条 普通乗車券は、次の各号によって発売する。 (1) 片道乗車券 旅客が普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、その経路が折返しとなる場合を除く。 (2) 往復乗車券 第26条または、身体障害者旅客割引基準及び知的障害者旅客割引基準の割引条件に該当する旅客が往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間を往復1回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。ただし、往路と復路の区間・経路又は旅客運賃が異なるものを除く。 中略 (回数乗車券の発売) 第31条 当社線内の同一区間を乗車する旅客に対して、11券片の回数乗車券を発売する。ただし、小児用または身体障害者旅客運賃割引基準及び知的障害者旅客割引基準の回数乗車券の割引条件に該当するものに限る。 2 前項の規定によって回数乗車券を発売する場合、1券片の区間は、片道乗車券を発売できるものに限るものとする。 中略 (持込禁制品) 第152条 旅客は、次の各号のいずれかに該当するものは、これを車内に持ち込むことができない。 (1) 別表第4号に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれのあるもの。 (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱

包されたものを除く。)

(3) 暖炉及びこん炉(乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。**ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。**)

(4) 死体

(5) 動物(少量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの又は次条第3項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は同条第4項に規定する小動物を除く。)

(6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの。

(7) 車両を破損するおそれがあるもの。

削除

中略

(手回り品の点検)

第154条 第152条第1号又は第2号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内及び駅の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

2 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。

3 第1項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき(第152条に定める物品を所持していなかった場合に限る。)は第134条第1項第1号ア、イ及びウのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。

4 第1項及び第2項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。

5 前項の場合、旅客に対し、車内又は駅からの退去を求めることがある。

6 別表第4号に定める危険品のうち適用除外の物品は、

包されたものを除く。)

(3) 暖炉及びこん炉(乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。

(4) 死体

(5) 動物(少量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの又は次条第3項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は同条第4項に規定する小動物を除く。)

(6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの。

(7) 車両を破損するおそれがあるもの。

(注) 別表第4号に定める適用除外の物品及び第3号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。

中略

(手回り品の点検)

第154条 第152条第1号又は第2号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内及び駅の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

2 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。

3 第1項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき(第152条に定める物品を所持していなかった場合に限る。)は第134条第1項第1号ア、イ及びウのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。

4 第1項及び第2項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。

5 前項の場合、旅客に対し、車内又は駅からの退去を求めることがある。

不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。

（注）揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。

後略

後略